

住民情報系システム標準化対応について

1. システム標準化移行の概要

「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）」に基づき、原則、令和7年度中に国が定める20業務（住基、税、福祉、子育て、介護等）に係る住民情報系システムを標準準拠システムに移行するものです。

2. 本市の状況及び対応

令和8年1月5日に、全20業務の標準準拠システムを運用開始する予定でした。

しかし、パッケージ開発元の標準準拠システムの開発遅れにより、パッケージの出荷が遅延したことで、予定していたテスト工程の遅れが発生しました。

また、税業務に係る現行システムのデータの一部において、標準準拠システムにデータ移行できない部分の判明や、コンビニ交付サービスへの影響、システム連携の検証項目の増加等さまざまな課題がテスト工程等を実施している中で発覚しました。

本市としては、安心確実な標準準拠システムへの移行に万全を尽くすため、住基・税務等に係る10業務については、令和9年1月に、福祉・子ども子育て等に係る7業務については、令和7年度中（令和8年3月まで）に、住民サービスへの影響がでないよう、システム移行を延伸することにしました。

なお、延伸に伴う追加の財政負担はありませんが、3月議会に補正予算（減額）及び令和8年度当初予算に係る予算を提出します。

3. 標準化対象20業務の標準準拠システム移行スケジュール

システム稼働時期	システム標準化の業務名
令和7年5月12日	①生活保護（稼働済）
令和8年1月 5日	②戸籍 ③戸籍の附票
令和8年3月末までに	④障がい者福祉 ⑤児童手当 ⑥子ども・子育て支援 ⑦児童扶養手当 ⑧健康管理 ⑨国民健康保険 ⑩後期高齢者医療
令和9年1月	⑪住民基本台帳 ⑫印鑑登録 ⑬選挙人名簿管理 ⑭固定資産税 ⑮個人住民税 ⑯法人住民税 ⑰軽自動車税 ⑱国民年金 ⑲介護保険 ⑳就学